

京都市人権文化推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市人権文化推進会議規則の一部を改正する規則

京都市人権文化推進会議規則の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(幹事会)

第5条 会議に付議する事案の調整を行うため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事は、本市関係職員のうちから、議長が指名する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)